警備業者に向けた「労務管理講習会」を開催しました。

八重山労働基準監督署は、宿日直警備業務等における長時間労働や沖縄県最低賃金の改定に伴う労働者への影響が懸念されること、昨年度管内の警備業で過重労働を原因とする死亡災害が発生したことを受けて、警備業者を対象にした労務管理講習会を開催しました。

本講習会では、適切に労務管理を行って頂くため、労働基準法、労働安全衛生法及び最低賃金法の概要に加え、過労死等の民事的刑事的責任、過重労働対策や熱中症対策等についても説明しました。

講習会終了後、出席者からは、断続的労働の許可を受けて働く労働者の休日代替要員の労務管理方法などについて質問がありました。

日時　　平成２７年８月２５日(火)　10：00～12：00
場所　　石垣地方合同庁舎
参加者　八重山署管内の警備業の代表者及び労働管理責任者など　１０名